

北広島市地域生活支援給付事業・移動支援事業の内容

平成 25 年 4 月 北広島市保健福祉部福祉課

1 対象となる外出の範囲

基本的に、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断する。

事由	外出内容	外出先の例
社会通念上外出が必要不可欠と認められる場合	権利・義務に関わる行政機関等への諸手続き、相談等	市役所、裁判所、警察署等の官公庁等
	入学式、懇談会等学校行事への参加	保育所・学校等教育機関
	医療機関への受診等 ※下記3(4)に該当する場合に限る	病院、診療所等
社会参加促進の観点から、日常生活上外出が必要な場合	社会教育関係施設等の利用	美術館、映画館、コンサート会場、体育館、競技場、プール等
	観光施設等の利用	動物園等
	買物	商店、デパート等
	理容・美容・着付け	理容院、美容院等
	冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事等の会場等
	金融機関の利用	銀行、郵便局等
通勤または通学	定期的に通う会社、事業所等への通勤	会社、事業所等（※）
	定期的に通う学校への通学	学校

※ 居宅と事業所間の送迎は、加算算定できる場合は移動支援の対象とはならない。また、入所施設や寄宿舎等と居宅間における外泊や一時帰宅等のための移動は、移動支援の対象とならない。

2 対象とならない外出の範囲

事由	外出内容の例
経済的活動に係る外出	営業活動等
本制度を利用することが適当ではない外出	募金、勧誘、署名運動等
	布教等の宗教活動、選挙運動等の政治活動、ボランティア活動
	ギャンブル、公序良俗に反する外出
	スナック、バー等飲酒を目的とする場所

3 その他留意事項

- (1) 一日の範囲内で用務を終えることが可能な外出について、原則として移動支援の対象となる。
- (2) 原則として「居宅～目的地～居宅」の一連の行為が対象となるが、この一連の行為の中で、居宅から目的地（又は目的地から居宅）については家族等他の支援を受けられる場合、片道でも移動支援の対象とすることができる。
- (3) 移動介護は常時支援（見守りの援助を含む。）をできる状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど外出先においてヘルパーが付き添っていない時間やヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間等は対象とならない。
- (4) 医療機関への受診等については、自立支援給付における居宅介護（通院等介助）及び同行援護、又は介護保険サービスが利用できない場合に限る。